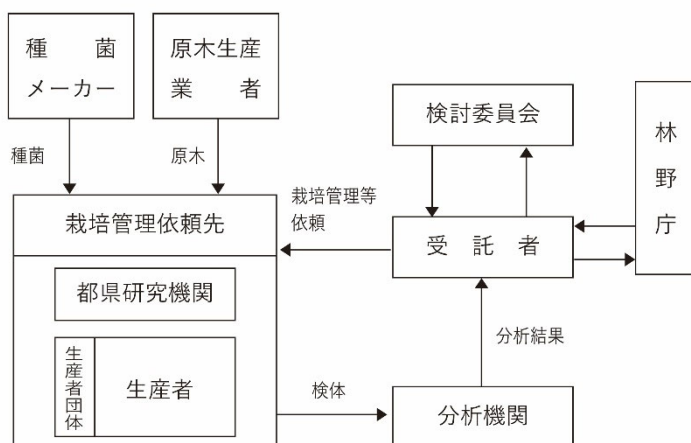


#### 4. 移行係数検証に向けた実施体制の検討

移行係数の検証事業の実施にあたっては、きのこ栽培及び放射性物質の測定手法、分析結果の統計的解析に関する知識を有する有識者の存在が不可欠であることから、委員会を設置し、事業の実施について都度、助言や意見を求めることのできる体制を整える必要がある。また、多年にわたる栽培試験が必要となることから、検体の栽培管理を適切に行うことが重要となるが、事業目的に照らし、生産実態に近い形での栽培が望ましいことから、栽培管理の委託は都県の研究機関の協力も求めつつ、生産者や生産者団体との緊密な連携の下に実施する必要がある。よって下図のような体制により事業を実施していくことが望まれる。



令和 3 年度  
原木から子実体への放射性物質の  
移行係数検証に向けた実施計画策定事業  
報告書

発行日：令和 4 年 3 月  
発行者：林 野 庁

---